

横浜市条例（番号）

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例

横浜市会委員会条例（昭和43年5月横浜市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 政策経営・国際戦略・行財政・総務委員会 11人

政策経営・国際戦略局、行財政局、総務局、防災・危機管理統括本部、会計室、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員及び議会局の所管に属する事項

- (2) 経済・港湾委員会 10人

経済局及び港湾局の所管に属する事項

第2条第6号及び第7号を次のように改める。

- (6) 脱炭素・GREEN×EXPO推進・資源循環・みどり環境委員会 11人

脱炭素・GREEN×EXPO推進局、資源循環局、みどり環境局及び農業委員会の所管に属する事項

- (7) 都市整備・建築・道路・交通政策委員会 11人

都市整備局、建築局及び道路・交通政策局の所管に属する事項
附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市会委員会条例第2条の規定による次表の左欄に掲げる常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、それぞれ、この条例による改正後の横浜市会委員会条例第2条の規定による同表の右欄に掲げる常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなす。

政策経営・総務・財政委員会	政策経営・国際戦略・行財政・総務委員会
国際・経済・港湾委員会	経済・港湾委員会

脱炭素・GREEN×EXPO推進・みどり環境・資源循環委員会	脱炭素・GREEN×EXPO推進・資源循環・みどり環境委員会
建築・都市整備・道路委員会	都市整備・建築・道路・交通政策委員会

- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市会委員会条例第2条の規定による常任委員会において継続審査中の事件については、それぞれ、この条例による改正後の横浜市会委員会条例第2条の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に付議された継続事件とみなす。

提 案 理 由

横浜市事務分掌条例の一部改正に伴い、横浜市会委員会条例の一部を改正したので提案する。

参 考

横浜市会委員会条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項）

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 政策経営・国際戦略・行財政・総務委員会 11人
政策経営・総務・財政委員会
政策経営・国際戦略局、行財政局、総務局、防災・危機管理統括本部、会
政策経営局、総務局、デジタル統括本部、財政局
計室、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員及び議会局の所管に属する事
項
- (2) 経済・港湾委員会 10人
国際・経済・港湾委員会
経済局及び港湾局の所管に属する事項
国際局、経済局及び港湾局
（第3号から第5号まで省略）
- (6) 脱炭素・GREEN×EXPO推進・資源循環・みどり環境委員会 11人
脱炭素・GREEN×EXPO推進・みどり環境・資源循環委員会
脱炭素・GREEN×EXPO推進局、資源循環局、みどり環境局及び農業委員会の
所管に属する事項
- (7) 都市整備・建築・道路・交通政策委員会 11人
建築・都市整備・道路委員会
都市整備局、建築局及び道路・交通政策局の所管に属する事項
建築局、都市整備局及び道路局
（第8号省略）